

第6回湖北広域行政事務センターごみ収集運搬業務検討委員会会議概要

- 1 日 時 平成24年10月26日（金） 14時00分～14時40分
- 2 場 所 湖北広域行政事務センター 工場棟3階会議室
- 3 出席者 15名（委員：4名 長浜市：3名 米原市：2名 事務局：6名）
- 4 傍聴人 2名
- 5 開会あいさつ

業務課長 本日、第6回目のごみ収集運搬業務検討委員会を開催させて頂いたところ、ご多忙の中、お集まり下さいまして誠にありがとうございます。

本来なら事務局長が開会のごあいさつを行うところではございますが、急な会議が入りまして本日は欠席させて頂いております。本日は、当センターが前回に委員長様から答申書案を用意して頂きましたが、再度、委員長様から提出頂いた案を委員の皆さんには事前に送付させて頂いております。本日はこれによりまして検討委員会の方を進めさせて頂きたいと思っております。検討委員会は、今日の議論を経まして答申ということになる訳ですが、センターとしましては市民への公開ということで答申内容をセンター・両市の窓口等で公開させて頂くことになりますが、その際には各委員様のお名前も掲載させて頂くことをご了承願います。それでは、委員長様お願いします。

6 議 事

委員長 はい。それでは、前回頂きました意見等を元に再度意見書（案）を再構成させて頂きました。

全文については、読み上げませんがアンダーラインのところを修正しておりますので、その部分だけかい摘んで説明させていただきます。まず最初に2ページ目の中ほどのところですが、実施機関の主語が市町の場合と湖北広域行政事務センターが主語になる場合が色々ありますので、統一又は区別して書かなくてはいけないので加筆させて頂いたところがございます。3ページ目の下段アンダーラインのところの「市および湖北広域行政事務センターは」というように主語を明確にさせて頂きました。それから4ページ目の上段の方ですが協定書で合意された内容を加筆させて頂いております。それと4ページの下部の方も協定書で追加されたことを具体的にどう言うものか加筆させて頂いております。

5ページ目でアンダーラインが有りますのは、ご指摘がありました「支援をする。」という語句の表現をどうするかという意見がありましたので、ここは「支援を実現する。」という形に変えさせて頂きました。

それから、主語を「湖北広域行政事務センターが」というように書かせていただきました。下部の方のアンダーラインも統一して主語を「市および湖北広域行政事務センター」というように明確な主語にした次第です。一番下部のところは、「支援策（支援総額）」の実現を図ると言う言い回しに変更しております。

それから6ページ目ですが、ここのアンダーラインは主語を明確化して「湖北広域行政事務センターは、」あるいは、「市および湖北広域行政事務センターと業者」と言うように主語を明確化した意味での訂正であります。下部の方は、要するに協定書の（及び覚書）の意思解釈を前提とすると代替業務の提供が100%達成されていない部分を金銭給付で金銭解決できないかという言い回しのところでありまして、加筆させていただいた部分は、「市の協定書上の債務は「資金援助額」の支払いによってすでに履行済みであって、市がさらなる資金支出をする根拠はもはやどこにも見い出せないし」と言う部分を加筆させていただいて、そう言うこともあるから協定書上、未だに充足されていない代替業務のところを金銭支援に変更することは無理であることを加筆させていただきました。それから、7ページ目のところで下部の部分から8ページにかけて、これは営業利益率の語句のところですが色々考えるのですが表現が難しく、各委員の意見を踏まえて書き変えさせていただいた部分であります。また意見いただければ結構です。要は、一般に理解されているところを前提にすれば営業利益率というのはその後の援助業務の消化率いわゆる利益率と同じになるはずで、収益額単価を計算する時に割戻計算は不用ではないかと言う点の理解の仕方を書いたものであります。

次に、9ページ目については主語を明確にしたところであります。それと指摘されていましたが不合理性は「ない。」と言い切った形にしました。10ページですが主語を明確化した点と下部の方でaとbを分けて書いた方が良いと言う意見を頂きましたのでaとbを分けて書きました関係上、末尾と文頭がこのように変更になったところであります。11ページ目ですがここは、湖北広域行政事務センターの方からも問題提起がありました許可制度と委託制度の2本立てを採用している関係上、ここで競争入札を採用しても実際問題許可を取下げて委託業務の入札に参加する業者がどれだけあるのかと言う意見がありましたので、具体的に加筆させていただきました。それから、入札を行った場合の業者の廃業の可能性と言うのは、既存業者について色々と先行投資をしているので入札で落札出来なかった場合に、既存の業者が廃業に追い込まれると予想されることを書かせていただきました。それと「さらに」から後に書いてあることは、後々述べます結論的なところにもありますが、随意契約で100%良い訳ではなくてごみ収集の業務を害さない程度であれば、公募型プロポーザル方式の例もありますので、第三者に門戸を開くような方法もありうるのではないかと言う議論もありますが、それでは競争入札はどうかと言う点では、ごみ収集の特性から一定程度湖北広域行政事務センターの方で業者の能力等を見極めることが必要なので、すぐに競争入札にはならないであろうと、だから湖北広域行政事務センターでの業者の実績及び業者の能力等を見極める過程が確保されて、さらにごみ収集の適正性を確保出来るのであれば、そう言う範囲内で門戸を広げていいのではないかと言う結論に行きつきます。最終ページの⑥のところは、前回はこれより前に書かれていたところですが、この部分は当検討委員会の意見であり最後にまとめさせていただきました。それから、公募型プロポーザル方式もあるので業務遂行の適正性を確保が可能であれば新規参入に門戸を開いて行くのが望ましいのではないかと言う意見を書かせていただきました。皆さんに読み込んでいただいていることを前提に、簡単に説明させていただきました。

委員の皆さま、どうでしょうか、ご意見などあるでしょうか。

委員 前回の議論に基づいて加筆、修正を行っておられますのでそれでよろしいと思いますが、7 ページの下部の部分ですが、私が意見を言っていたことなんです。が読ませて頂いてなお、分かり難い気がしますので少し考えたんですが一つに「一般的に理解されているところ」の「一般的に理解されている」が繰り返され過ぎているので余計分かりづらくなっていると思われるので、適切かどうか分かりませんが、少し私がこう書いたらどうかと思うところがあります。それをこれから説明させていただきます。前段は、業務援助額について最初の積算方法で割戻の計算方法が書かれているのですが「一般的に会計上・・・」は、要らないと思います。

営業利益率という言葉は、会計上の概念からしてもそうではないような気がします。「一般的に理解されているところに照らすと誤解を招きかねない・・・」としまして、次に8 ページのところですが「割戻」は不用であると書いているのですが7 行目の「求められるもののはずである。したがって、」また、「会計上一般に理解されているところによるなら、」を削除して、「したがって合理化事業計画に記載されている割戻し計算は不要となるものである。」と言うふういきなり接続した方が分かりやすいのではないかと。次に「このことは、」からの内容なんです。「業務援助額の積算計算での「営業利益率」と合理化事業計画が実行に移される過程での業務援助額の消化額の計算における「利益率」の比較からとも言えることである。会計上一般的に理解されているところを前提とすれば、この場合、」を削除してしまつて「比較からも言えることである。」としまして、つまり本来であれば「営業利益率」＝「利益率」となるはずであるところ、合理化事業計画用いられる用語および計算式を前提とすると「営業利益率」≠「利益率」となってしまうのであるとしまして、以上のことからすれば合理化事業計画の収益額単価の算式から、また「一般的に理解されているところに従いまして」を削除しまして、「以上のことからすれば合理化事業計画の収益額単価の算式を合理的に解決するのであれば」ですが、この部分は「解決」でなくて「解釈」の方がいいですね。「合理的に解釈するのであれば、合理化事業計画に記載された「営業利益率÷（1＋営業利益率）」の割戻の部分全体が一般的に理解されているところの「営業利益率」に相当するものと解釈されるべきものと思料する。このように理解することで、」「で書かれているところの「」を削除しまして、積算過程において適用された「」を付けない「営業利益率と業務援助額消化額計算にあたっての利益率とは、共に9.1%となると解釈することによって統一性、整合性がとれるものであると考える。」とした方が分かり易いと思います。

委員長 事務局の方も分かりました。

事務局 はい。

委員長 今、言われた訂正の文章を読んでもみます。

「なお、合理化事業計画では、「業務援助額」を積算算定するにあたっての収益額単価の計算方法について、「収益額単価－収益運搬業務の委託料単価×営業利益率÷（1＋営業利益率）」と記載されているが、この計算式は一般的に理解されているところに照らすと誤解を招きかねないと認められる点があるので、その点注記しておく。この点、一般的に理解されている用語の意味としては「営業利益率」というのは、「営業利益金額の総売上高（＝原価＋営業利益）に占める

割合」を意味し、その理解にしたがえば、収益額単価は「収集運搬業務の委託料単価×営業利益率」の計算によって求められるもののはずである。したがって、合理化事業計画に記載されている割戻し計算（「 $\div (1 + \text{営業利益率})$ 」の部分）は不要となるものである。このことは、業務援助額の積算計算での{営業利益率}と合理化事業計画が実行に移される過程での業務援助額の消化額の計算における「利益率」の比較からも言えることである。つまり、本来であれば営業利益率＝利益率となるはずであるところ、合理化事業計画で用いられている用語および計算式を前提とすると営業利益率≠利益率となってしまうのである。

以上のことからすれば、合理化事業計画の収益額単価の計算式を合理的に解決するのであれば、合理化事業計画に記載された「営業利益率 $\div (1 + \text{営業利益率})$ 」の部分全体が一般に理解されているところの営業利益率に相当するものと解釈されるべきものと思料する。かように理解することで、業務援助額積算計算にあたっての営業利益率と業務援助額消化額計算にあたっての利益率は、共に 9.1%と解釈することによって統一性、整合性がとれるものである。」

委員 「9.1%となると解釈することによって統一性、整合性がとれるものと考えられる。」をお願いします。

委員長 もう一つ考えてみたんですが、8ページのところの中ほどの「このことは、」から「しまうのである。」を削除してもいいかなと思います。

委員 そうですね。

委員長 ここを書くことによって、余計に文章が難しくなっている気がします。

要するに、割戻し計算のところが必要であると言い切ってしまうと、そうすれば合理化事業計画の収益額単価の計算式を合理的に使用するとこのようになりますと結論の方につなげて良いように思います。

委員 そうですね。少し待っていただけますか。まさに、削除してもいいかもしれません。

委員長 そうですよ。ここのところを削除した方が分かり易いですよね。

だから、割戻し金額が本来不要であると言い切ってしまうと、であるなら割戻し計算を含めたところの部分が本来の営業利益率で、そう考えたら統一性が保たれるで良いと思いますが。

委員 はい、私も賛成します。

委員長 他に、何かありますか。

委員 言葉の関係なんですが。3ページの下部のところに「着地点」という言葉があるんですがあまりにも生々しい言葉なので、「合意点」という言葉が良いと思われます。それともう一つあるのですが、9ページ8行目にも「納得できる着地点を見出そうと」がありますが、これも法律用語的には「合意点」の方が良い。

他のところは、合意という言葉が出て来ているので、例えば4ページの「といった内容に合意もされた。」というように書かれていますので、その点が気になります。

それと今さらなんですが、4ページの下部のところで現時点でも「業務の提供による支援額のうち達成されたのは50%に満たない状況である」とあるんですが、こういう状況になったのか反省のことが全然書かれていない。読んだ人々が何か意見を言われるのではないかと思います。ここで検討したら何が原因でこのような状況になったか書かれた方が良いのではないかと。その反省の上に立って今後はこうなると考えていくべきであり、今の現状がこうだからいいんだという様なことになっている。私達は、議論している中で分かっていますが、これを読まれた方がどう思われるかです。あとは、これで良いと思います。

委員長 これについては、元々、結局二つの板ばさみの様な形になって先程の着地点ないしは合意点を探るしかなかったんだというところに、結局のところ達成額が50%に満たなかったと理解しています。

委員 そのあたりが心配しているところです。

委員長 もし、言われたら事務局の方で説明されますか。

事務局 はい、説明させていただきます。理由はあるわけですが、その理由が理解できないというご指摘があったんです。なぜ、業者側の言い分を飲んだのかという意見があるのですが、法的に行っていく上で合意点という部分を見出さなくてはならなかった点を説明させていただきます。

委員長 この意見書の中では、合理化事業計画を作らなければいけないという要請と市の財政も考慮しなくてはいけないという要請の二つの要請があったので、その中で合意点を見出さなければ、行政としては動けなかったということです。

事務局 昨年度、議会等で説明していますと業者の言いなりになって実施機関が飲んだという感覚なんです。両市も当センターの方もいわゆる交渉ごとでしたのでそう言ったことを十分説明させていただきたいと思います。

委員長 いかがでしょうか。

委員 はい、8ページのところで3段落目を削除する話しとの関連で少し気になったことですが、2段落目の「不要」と言う表現なのですが不要という表現は、割戻計算が要らないということです。要らないということは、こうするが妥当かどうかということとは別の話しになると思います。本来は、良しとした割戻計算は「すべきでない。」ではないでしょうか。

委員長 そうですね。この計算式だと本当は割戻計算は、すべきではない。

委員 「不要」というよりは、「すべきでない」の方が良いと思います。あと、

3段落目の件ですが先程お聞きした話しですと、私はあった方が良いと思います。
「営業利益率≠利益率」という言葉はあった方が分かり易いと思います。
先程、修正された言葉の方がすっきりすると思いますが、その上であった方が
むしろ分かり易いのではないかと個人的に思います。

委員長 他にありませんか。

委員 4ページの下段ところの「50%に満たない状況である」なんですが、実施機関の方で説明されるのはよろしいのですが、答申としてこのままで良いものなのか。少し考えたのですが、着地点を見出すために結局このような経緯で締結されたものであり契約当初から支援額には到底達しないので50%に満たない状況が当初予想どおりということですね。協定で御社は収集車何台と決まっているので、決まっている限りは50%に達しないことが明らかということですね。だから、そのような言葉で文章に書かれてはいかがですか。例えば、「現時点でも「業務の提供による支援」額のうち達成されたのは、協定書の締結当初から危惧されたとおり50%に満たない状況である。」にしてはどうですか。50%に満たない状況であることが最初からわかっていたことであるがそうすると、それについてどのように反省するのか。

委員 それについては、3ページの(2)のところの最後の方に業者と行政双方が納得できる着地点を探すほかなかったとありますよね。これは行政の言い分を淡々と書いているだけで、これについて委員会が書いてはどうかということです。

委員長 そのことについては、8ページの下部の「さて問題となりうるのは、」から一応、「合理化事業計画で5年～10年では達成が不可能な確率が高かった金額が定められた点が問題であり、この点について行政の逸脱がなかったか検討しておく。」と書かれています。

委員 なるほど。結局、ここで判断している訳ですね。

委員長 4ページ辺りまでは、事実関係を書いているものですから5ページ以降から判断することになって、結局6ページから諮問委員会に求められている判断としては7ページまでで終わりなんですが、7ページの③の「なお、対業者との関係においては、代替業務の提供を継続するほかに、またそれが妥当という結論は以上のとおりであり、本検討委員会の意見としてこれ以上のことを述べる必要はないが、対内的には従前の協定書の締結にあたっての行政の裁量の可否という問題もあるにはあるので、この点につき傍論として若干の意見を申し述べておく。」としておいて、8ページのところでそもそも無理な合理化事業計画を立てたことが行政の逸脱ではないのかという点で問題を検討し、9ページにおいて「業者に対する支援の実現」と「健全な市財政の維持」の二つの要請を調和する方法として行政と業者との間での話し合いで何とか合意できるところを探ってそこで妥結したことが、とりたてて失当とはいえないものであると判断している。

委員長 今ありました意見を委員長である私と事務局の方で文書を練りますので私に一任いただく形で語尾と字句の修正を図って行くということでお願いします。また、先程の２段落目の文章を削除する件については削除した分と残した分の２パターンの両方を作成して、どちらの方が分かり易いか見比べてみます。とりあえず、今日出させていただいた案を前提に今日いただいた意見を鑑みて字句修正、修文を図って行くということで一応、委員長に一任という形にさせていただきます。その上で事務局と私の方で最終修文したものを完成させて、委員の皆さんに一度お目通しいただくという形をとらせていただきます。

よろしいですか。

委 員 わかりました。

事務局 はい。

委員長 検討委員会の開催は、本日を最後にして、修文については委員長一任ということにします。

事務局 はい、検討委員会としては今日までということで承知しました。

それでは、委員長、委員の皆さん有難うございました。ただいま委員長様から話しがありました様に、字句訂正も含めての修文を委員の皆さんに郵送させて頂く形をと思っております。

今回は、６回目の委員会ではありますが、委員会の開催は今日を持ちまして終わりとさせていただきます。長い間、本当に有難うございました。